令和４年９月吉日

会　員　各　位

羽村市商工会

（公印省略）

**「羽村市キャッシュレス決済ポイント還元事業」の**

**実施に関するご案内**

羽村市商工会では、羽村市の補助を受け、キャッシュレス決済を利用する一般消費者を
対象に、ポイント還元事業を下記の通り行います。

これは直接的な接触を伴わないキャッシュレス決済の利用促進をすることで、感染拡大防止をしながら、生活必需品等の高騰が続く市内経済の活性化を図ることを目的に実施するものです。

**＜羽村市キャッシュレス決済ポイント還元事業 概要＞**

(1)実施期間：令和４年1１月1日（火）０：00～令和４年12月３１日（土）23：59

(2)実施内容：期間内に対象店舗にて決済をした利用者に対し、決済金額の30％をPayPayポイント（１ポイント１円。円未満切り捨て）を付与します。

(3)付与ポイント上限：１回の決済で付与されるポイント上限　→　最大　3,000ポイントまで

期間中に付与されるポイント上限　→　最大1２,000ポイントまで

(4)対象店舗：中小企業基本法第２条※の適用を受ける市内で事業を営む事業者のうち、PayPay決済ができる事業者（以下「加盟店」という）で、羽村市及び羽村市商工会並びにPayPay㈱が対象として指定した事業者。

※中小企業基本法第２条の適用対象者

|  |  |
| --- | --- |
|  | 中小企業者（以下のいずれかをみたすもの） |
| 資本金の額または出資金の総額 | 常時使用する従業員数 |
| ①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②から④を除く） | ３億円以下 | 300人以下 |
| ②卸売業 | １億円以下 | 100人以下 |
| ③サービス業 | ５千万円以下 | 100人以下 |
| ④小売業 | ５千万円以下 | 50人以下 |

※対象とならない店舗例

大手スーパー、大手コンビニエンスストアや飲食店などのフランチャイズ店、直営店、病院、
診療所、調剤薬局、保険、公共サービス、風俗営業店等の一部店舗を除く。

**裏面に続く**

(5)対象商品：対象店舗でPayPay決済ができるもの。

※対象外商品

市指定ゴミ袋、換金性の高いもの（商品券、お米券、ビール券、ギフト券など各種商品券、プリペイドカード、図書カードなど）、羽村市・羽村市商工会・PayPay㈱が適切では無いと判断するもの。

(6)参加方法：以下の通り

①PayPay加盟店となっている(5)の要件を満たす事業所

→特に手続きは不要です。ポスター等の販促物は後日、PayPay㈱より発送いたします。

※30％ポイント還元事業への参加をしない方…PayPay㈱へお電話にて
お申し出ください。（PayPay加盟店サポートセンター℡：0120-990-640）

②PayPay加盟店となっていない事業所

→PayPay加盟店新規受付センター：0120-957-640へご連絡ください。

（審査可能期限が10月13日(木)となります。お早めにお申込み下さい。）

※**羽村市商工会では受付できません。ご注意ください。**

(7)説明会：10月７日（金）１５時～/１８時～（各回１時間程度）羽村市産業福祉センターにてPayPay㈱の担当者より、PayPayの取扱いをしていない事業者向けの説明会を行います。ご参加をご希望される方は下記、「PayPay説明会参加申込票」に記載の上FAX、郵送または商工会までお電話にてお申込みください。（2回実施しますが内容は同じです。ご都合の良い時間を選択してください）

(8)広報周知： PayPayの取扱いができる加盟店のうち、羽村市商工会員（８月３１日時点で会員受付をしていること）である事業所様は参加事業所一覧チラシを制作し、市内全戸配布します。掲載をご希望の方は別紙の掲載申込書に必要事項をご記入の上、**10月7日（金）まで**に羽村市商工会にFAXまたは郵送等にてお送りください。
なお、申込件数が少ない場合には制作を取りやめる場合があります。予めご了承ください。

(9)その他：本事業はPayPay㈱に事業運営を委託しております。

(10)問合せ：①加盟店に関すること：PayPay㈱

加盟店新規受付センター：0120-957-640

②事業に関すること：羽村市商工会…042-555-6211

＜PayPay説明会参加申込票＞　羽村市商工会宛（FAX：042-555-6210）

1０/７（金）説明会　《　１５時～　・　１８時～　》　に参加します

※いずれかの時間に〇を付けてください。内容は同じです。

事業者名：

参加者名：　　　　　　　　　　　　　　　　他　　　名

※本申込票にご記入いただきました個人情報は、本事業以外の目的で使用いたしません。